

日本社会心理学会若手研究者奨励賞規程

第1条（目的）

本会は、若手会員の優れた研究活動を支援するために、若手研究者奨励賞を設ける。

第2条（選考委員会）

若手研究者奨励賞の選考のため、本会に選考委員会を置く。選考委員会について、次の通り定める。

1. 構成

（1）委員長1名

研究支援について会長が指名した担当常任理事をあてる。

（2）委員4名

常任理事会の議決を経て、担当常任理事により委嘱される。

委員は理事及び正会員からなる。ただし、理事を1名以上含むものとする。

（3）任期

選考委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第3条（応募資格）

若手研究者奨励賞の応募者資格は、次の通りとする。ただし、応募時点で日本学術振興会特別研究員、または大学、研究機関、企業等で常勤職にある者と、過去にこの賞を受賞した者は応募資格を有しない。

1. 募集年度の4月1日時点で30歳以下、あるいは大学院の課程に在籍しており、かつ7月1日時点で正会員である者。
2. 当該年度の会費を納めている者。

第4条（募集）

若手研究者奨励賞の募集は、原則として当該年度の9月末日を期限とし、会報、本会ホームページ、メールニュース等を通じて選考委員会もしくは担当常任理事が行う。

第5条（選考）

若手研究者奨励賞の選考は、次の手続きを経て行われる。

1. 選考委員会は、若手研究者奨励賞の応募者のうち、最も優れた、実現性の高い研究計画を立案した候補者若干名を、受賞対象として常任理事会及び理事会に推薦する。
2. 選考委員会により推薦された受賞対象者は、常任理事会及び理事会の承認を経た後、受賞者として決定される。
3. 受賞者及び受賞理由は会報、本会ホームページ、メールニュース等を通じて公表さ

れる。

第6条（賞状及び副賞）

受賞者には、賞状及び副賞として賞金を授与する。

副賞は、1件につき金10万円とする。

第7条（受賞者の義務）

本賞の受賞者は次の義務を負う。

1. 受賞の翌年度もしくは翌々年度の本会年次大会において、研究経過発表を行う。
2. 経過発表や成果の公表は、本賞受賞研究であることを明らかにした上で行う。

附則

- 一. この規程の変更は、常任理事会の決議を経て、理事会が承認することによって行われる。
- 二. この規程は2005年9月23日から施行される。
- 三. 2018年の一括改訂に伴い、2005年9月29日、2007年9月22日、2010年9月17日、2012年4月1日、2012年7月23日、2017年10月27日の改訂を削除。
- 四. この規程は、2018年8月27日から施行される。